

## 女性スポーツ委員会規程

### 第 1 章 総 則

第 1 条 この規程は一般社団法人日本デフバドミントン協会（以下「本会」という。）定款第 40 条に基づいて、女性スポーツ委員会（以下「委員会」という。）を設ける。

第 2 条 この委員会は、女性のスポーツに関する活動環境の充実や改善を通じて、女性のスポーツ参加（参画）を促進し、より公平なスポーツ文化の確立を目指すことを目的とする。

### 第 2 章 所管事項

第 3 条 この委員会は、次の事項を協議し、理事会に意見を具申するとともに、理事会の諮問に応ずる。

- (1) 女性のスポーツ参加（参画）及び活動の促進に関すること。
- (2) 女性アスリート及び女性スポーツ指導者の支援に関すること。
- (3) スポーツ団体における女性登用の促進に関すること。
- (4) 女性アスリートへの暴力・暴言、セクシャルハラスメントの根絶に関すること。
- (5) 女性のアクティブ・ライフを支援するスポーツ活動プログラムの開発に関すること。
- (6) その他、女性のスポーツ参加（参画）及び活動環境に関すること。

### 第 3 章 委 員

第 4 条 この委員会に、次の委員を置く。

- (1) 委員長 1 名
- (2) 委員 若干名

第 5 条 委員長は、理事又は学識経験者の中から選出し、理事会の承認を経て代表理事が委嘱する。

2. 委員長は、代表理事が委任した事項における業務を執行する。
3. 委員は、委員長が本会理事及び学識経験者、強化指定選手経験者のうちから推薦する者を、理事会に諮って、代表理事が委嘱する。
4. 委員会の委員は、競技キャリアの中で、ドーピング違反などによる制裁を受けたことがない者でなければならない。

### 第 4 章 任 期

第 6 条 任期は、委嘱日から開始し、本会理事の任期と同じく終了する。ただし、再任を妨げない。

2. 委員長及び委員は、任期が満了しても、後任者が選任されるまでは、その職務を行う。

## 第 5 章 委員会

第7条 委員会は、年1回以上開催するものとし、委員長が招集して、その議長となる。

2. 委員会の議事は、委員の合意により決定する。
3. 委員は、必要に応じて委員の半数以上の請求があった場合、いつでも委員会の開催を求めることが出来る。
4. 委員会が行う会議は、委員長、委員の過半数の出席をもって成立とし、委員長がその議長の任を行うものとする。
5. 委員会会議の議決は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。
6. 委員会の決定事項は理事会に報告し承認を得るものとする。

第8条 この委員会に、委員会の決議を経て、必要な部会等を設けることができる。

## 第 6 章 規程の変更および改廃

第9条 この規程は、理事会の議決により変更および改廃することができる。

附則1 1. この規程は、2021年9月7日から施行する。